

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

青森県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

宮城県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

秋田県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

山形県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

福島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

茨城県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

栃木県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

群馬県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

埼玉県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

千葉県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

東京都知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

神奈川県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

新潟県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

富山県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

石川県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

福井県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

山梨県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

長野県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

岐阜県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

静岡県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

愛知県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

三重県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

滋賀県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

京都府知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

大阪府知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

兵庫県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

奈良県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

和歌山県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

鳥取県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

島根県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

岡山県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

広島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

山口県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

徳島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

香川県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

愛媛県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

高知県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

福岡県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

佐賀県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

長崎県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

熊本県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

大分県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

宮崎県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

写

8 消安第3261号

令和8年8月31日

沖縄県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる
必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第
1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等
について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別
紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるの
は、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及
び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置
の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。